

第 159 号

# くらしのウォッチャーだより

## contents

★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー 4月・5月調査結果から

〈消費生活関連・食品の品質表示関連〉

### 除菌や消毒をうたった商品について正しく知っていますか？ ～新型コロナウイルスに関連して～

新型コロナウイルスの感染拡大により、除菌・消毒用アルコール液剤の需要が増えており、ドラッグストア等の店頭では品薄になっています。そのような中、インターネット通信販売サイトで除菌や消毒をうたった商品を検索すると、様々な成分を含む商品が販売されています。

なお除菌とは、一般的に科学的・物理的に微生物を取り除くことを言いますがその対象や程度は公的に定められていません。一方、消毒とは一般的に有害な微生物を除去、死滅、無害化することを言います。手指の消毒は医薬品や医薬部外品の効果効果にあたるため、医薬品や医薬部外品にしか使えません。

#### 有効な消毒方法は？

手指からの新型コロナウイルスの除去には、流水と石けんを使った丁寧な手洗いが有効で、さらにアルコール消毒液を使う必要はありません。流水と石けんの手洗いができない時に、手などの皮膚消毒を行う場合には消毒用アルコール（70％）を、物の表面の消毒には次亜塩素酸ナトリウム（0.1％）が有効であることがわかっています。

現在、「界面活性剤（台所用洗剤等）」「次亜塩素酸水（電気分解（＝電解）法で生成したもの）」「第4級アンモニウム塩」に関しては独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）において、新型コロナウイルスに有効である可能性がある、物品の消毒方法として有効性を評価中です。

### 新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った  
丁寧な手洗いを行ってください。



手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約 100 万個
石けんや ハンドソープで 10秒もみ洗い後 流水で 15秒すすぐ	1回	約 0.01% (数百個)
	2回 繰り返す	約 0.0001% (数個)

（補助次性：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成）

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、  
アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。

（新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルスなどにも有効です）



食器や箸などは、80℃の熱水に10分間さらすと消毒ができます。火傷に注意してください。



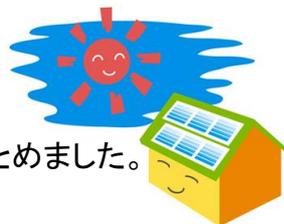
濃度 0.05% に薄めた上で、拭くと消毒ができます。ハイター、ブリーチなど、裏面に作り方を表示しています。

※目や肌への影響があり、取り扱いは十分注意が必要です。  
※必ず製品の注意事項をご確認ください。  
※金属は腐食することがあります。



独立行政法人国民生活センター報道発表資料より引用

# 消費生活関連



4月・5月中に12名のウォッチャーから報告を受けた情報を販売形態別にまとめました。

## 電話勧誘

\* 電話の怪しい勧誘, しつこい勧誘, 目的がわからない勧誘などの報告です \*

- ・大手電力会社を装い、「電気代が安くなるシステムの紹介」という勧誘電話があった。
- ・光熱費が安くなるプランの案内と電話が来た。灯油ボイラーからオール電化にして、6千円代からのプランがある。会社は、オール電化・太陽光パネルの会社と言い、灯油代、電気代はどれ位支払っているのかと聞かれたが断った。
- ・「一戸建ての光熱費の支払いが安くなる案内です。お宅は、オール電化になっているのか、一戸建てか。」と一方的にセールスを続けるので断り、電話を切った。
- ・「大手電話会社のサービスを利用している方へ電話している。インターネットのモデム利用料がレンタル代金無料になる最新サービスがある。この電話で手続きができる。」と勧誘があった。
- ・大手電話会社の代理店を名乗り、携帯電話会社と固定電話を別々に払っていないかというので、「一緒です。」というところまで電話が切れた。
- ・お使いの電話代・光熱費が安くなる案内をすると電話が来たが、安く使っているので要らないと断った。
- ・携帯電話料金と大手光回線の料金を集約すると料金が安くなると電話が来た。
- ・大手携帯会社を騙る電話で、本当に携帯会社かと尋ねると、他の事業者へ誘導するような話になり、安くなる案内をされると言われた、大手携帯電話会社へ確認すると、会社では、営業は一切していないということがわかった。

## 消費生活相談員からのコメント

今月は、オール電化・太陽光発電の設置や光回線と携帯電話をセットで契約を勧める電話勧誘の報告が多く寄せられました。電話勧誘においては、特定商取引法という消費者と事業者間の契約について定める法律があります。電話勧誘を行う事業者は、氏名の明示義務があり、販売目的もきちんと告げる必要があります。消費者が、必要ないと断った場合には勧誘行為は続けることはできません。迷惑な勧誘行為も禁止されています。大手電話会社や大手電力会社を騙る紛らわしいセールストークにも惑わされないよう契約は慎重に判断してください。

## その他

- ・不用品回収のチラシがポスト投函されており、無料回収品の中にテレビ・エアコンがあった。
- ・4月まで買えなかったマスクも、5月連休過ぎから衣料品店などで買えるようになった。



## 消費生活相談員からのコメント

提供頂いた不用品回収のチラシには、無料回収の表記の下の方に、リサイクル家電は有料と記載がありました。家電リサイクル法は、一般家庭や事務所から排出された家電製品(エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)から有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律です。家電を正しくリサイクルしましょう。

経済産業書 HP より引用

([https://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/kaden\\_recycle/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/index.html))

# 食品の品質表示

4, 5月中に12名のウォッチャーが日常生活で店舗調査した結果です。下記の4つの品目について表示事項を確認しました。

〈4, 5月分〉

品目別	調査品	表示事項	調査延べ店舗数	表示状況		
生 鮮 食 品	農産物	レタス	24	有	24	
		いちご 苺		無	0	
	水産物	貝	名称・産地	24	有	24
					無	0
	畜産物	豚肉	名称・産地	24	有	23
					無	1
加工食品	納豆	名称・原材料名・内容量・賞味期限・保存方法・製造者(販売者)名・製造者(販売者)住所	24	有	24	
				無	0	

## ◆報告

- ・ スパゲティが売り切れで棚が空いている。
- ・ 食品の粉類が無い。
- ・ 納豆の大豆の産地がアメリカやカナダなどがあるが、コロナの心配があるので国産のものを購入したい。表示があることで安心して購入できた。
- ・ ホームステイの為か、お好み焼きをしようと小麦粉を買いに行ったが、食料品店以外の薬局でも売り切れていた。
- ・ 包装されずに棚に陳列されているものの産地は棚にラベルで表示されていた。
- ・ イチゴは4種類あり、新鮮さを感じた。
- ・ 新型コロナウイルスの影響で、店頭から納豆、レタス、加工食品のハンバーグ類、小麦粉バターが品薄になった。
- ・ 使い捨てマスクが飲食店で、お弁当と同じ場所に売られていた。

## 消費生活相談員のコメント

「ある特定の食品や栄養成分を食べると、新型コロナウイルス感染症に予防効果がある」などの情報がインターネットなどに掲載されています。しかし、現時点で、特定の食品や栄養成分を食べることにより新型コロナウイルスの感染を防ぐことができるという明確な科学的根拠は確認されていません。「バランスの良い食事」を心がけましょう。(参考:農林水産省HP)



水産物の表示について、「貝」を調査していただきましたが「産地表示がない」とのご指摘がありました。報告いただいた内容は確認させていただきます。

### ～編集後記～

今年度は12名の方に大崎市消費生活ウォッチャーとして活動していただくことになりました。ウォッチャーの皆様には、大崎市内の店舗で販売されている食品の表示や問題と思われる販売や勧誘などを、毎月調査していただきます。

これらの調査結果をまとめ、消費生活関連の様々な情報をお伝えしてまいります。ぜひ、皆様の生活にお役立てください。

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

**大崎市消費生活センター(大崎市総務部市政情報課)**

受付 月～金(祝日を除く)午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125 ・ Fax. 0229-24-9595

E-mail: shisei@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188

大崎市古川七日町1番1号(東庁舎1階)